

主任介護支援専門員更新研修 フローチャート（埼玉県）

令和4年4月版

主任介護支援専門員更新研修は、主任介護支援専門員を取得した年度によって経過措置が設けられています。また、主任介護支援専門員更新研修の修了者は、「介護保険法施行規則第113条の18」に規定する更新研修とみなされます。介護支援専門員更新研修の受講が免除されます。

介護保険法施行令第37条の15第1項及び介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号の規定に基づく

主任介護支援専門員の更新を行う

YES

主任介護支援専門員更新研修
主任介護支援専門員更新の受講要件を満たす
46時間以上(有効期間5年)

主任研修修了年度	●主任更新研修受講年度 ★主任介護支援専門員の有効期間
平成18年度～ 平成27年度	※経過措置終了のため、主任資格はありません。
平成28年度以降	●主任（主任更新）研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する方 ★平成28年度以降に主任（主任更新）研修修了証明書の有効期間が記載されます

NO

介護支援専門員として更新する

介護支援専門員更新研修を受講する(介護支援専門員の資格及び研修の体系へ参照)

介護支援専門員を更新しない(更新研修を受講しない)

介護支援専門員証失効とともに介護支援専門員としての資格は消失する。
登録は継続するが、介護支援専門員としての勤務ができない。

主任介護支援専門員更新研修の
修了者は更新申請手続

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成26年7月4日老発0704 第2号厚生労働省老健局長通知)の一部改正により、主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間については、原則として、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付する(以下「置換交付」という。)こととしています。また、置換交付を希望しない者については、申出により、置換交付をしないことも可能です。

注意: 主任介護支援専門員として更新手続きを行わず有効期間が満了した場合、主任介護支援専門員証は失効し、主任介護支援専門員資格は消滅します。速やかに主任介護支援専門員証を返納してください。(介護保険法第69条の7第6項)また、有効期間がある介護支援専門員証の再交付申請が必要となります。